

申請必要書類一覧

●家屋又は家屋及び敷地等を譲渡する場合（様式1-1で申請）

No	名 称	主 な 取 得 先	備 考 ・ 注 意 事 項 等
1	被相続人居住用家屋等確認申請書 （様式1-1）	様式：役場住民生活課	別紙記入例を参考に、ご記入ください
2	被相続人の除票住民票の写し （コピー不可）	役場住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の死亡日（相続の日）、死亡時の居住地を確認します。 【注意】原則、除票住民票に記載されている死亡時の住所と空き家の住所が一致しない場合は対象となりませんが、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。
3	相続人の住民票の写し （コピー不可）	役場住民生活課又は住所地の戸籍住民担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> 相続の開始直前から譲渡時まで当該相続人が当該家屋に居住していた事実がないことを確認します。 【注意】 ①原則住民票に記載されている相続人の住所が空き家の住所と一致した場合は対象となりませんが、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますのでご相談ください。 ②譲渡時以降の日付で取得した住民票の写しが必要です。 ③相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。※ここでいう相続人は、実際に家屋及びその敷地等を取得した相続人を指します。 ④被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合には、住民票の写しではなく、当該相続人の戸籍の附票の写しが必要です。

裏面に続く

No	名 称	主 な 取 得 先	備 考 ・ 注 意 事 項 等
4	家屋及びその敷地等の売買契約書の写し【コピー可】	宅地建物取引業者など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続した家屋・敷地等をいつ譲渡（引渡し）したかを確認します。 【注意】 ① 売買契約書は相続人と買主で締結したものがが必要です。 ② 売買契約書が複数ページにわたる場合は、すべてのページの写しが必要です。
5	以下のア～ウのいずれか		
	ア. 電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書【コピー可】	電力会社、ガス会社など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の状態となっていることを確認します。 【注意】 ① 相続の時から譲渡の時までの間に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。 ② 「閉栓証明書」、「使用廃止届出書」という名称の書類でなくても、相続の時から譲渡の時までの間に閉栓したことが確認できる情報（閉栓・使用廃止日及び住所）が記載されているものであれば代用も可能です。
	イ. 家屋の相続人と、家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し【コピー可】	宅地建物取引業者など	<ul style="list-style-type: none"> 【注意】 ① 現に媒介契約を結んだ宅地建物取引業者による広告が行われているものであれば、広告チラシや宅建業者のホームページに記載されている内容を印刷したもので足りる。 ② 書面に「空き家」の表示がない場合でも要件を満たしていると認められる場合がありますのでご相談ください。
	ウ. 美瑛町が、家屋が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類【コピー可】		<ul style="list-style-type: none"> 【例】 ① 美瑛町が認める者が家屋の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書 ② 申請者が、美瑛町が認める者に対して、家屋が空き家である旨の登録を譲渡の時までにしていることの証明書

申請必要書類一覧

●家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合（様式1-2で申請）

No	名 称	主 な 取 得 先	備 考 ・ 注 意 事 項 等
1	被相続人居住用家屋等確認申請書 （様式1-2）	様式：役場住民生活課	別紙記入例を参考に、ご記入ください
2	被相続人の除票住民票の写し （コピー不可）	役場住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の死亡日（相続の日）、死亡時の居住地を確認します。 【注意】原則、除票住民票に記載されている死亡時の住所と空き家の住所が一致しない場合は対象となりませんが、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。
3	相続人の住民票の写し （コピー不可）	役場住民生活課又は住所地の戸籍住民担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> 相続の開始直前から取壊し等の時まで当該相続人が当該家屋に居住していた事実がないことを確認します。 【注意】 ①原則住民票に記載されている相続人の住所が空き家の住所と一致した場合は対象となりませんが、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますのでご相談ください。 ②取壊し等の時以降の日付で取得した住民票の写しが必要です。 ③相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。※ここでいう相続人は、実際に家屋及びその敷地等を取得した相続人を指します。 ④被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合には、住民票の写しではなく、当該相続人の戸籍の附票の写しが必要です。
4	家屋のあった敷地等の売買契約書の写し【コピー可】	宅地建物取引業者など	<ul style="list-style-type: none"> 相続した家屋の敷地等をいつ譲渡（引渡し）したかを確認します。 【注意】 ①売買契約書は相続人と買主で締結したものがが必要です。 ②売買契約書が複数ページにわたる場合は、すべてのページの写しが必要です。
5	家屋の取壊し等工事に係る請負契約書の写し【コピー可】	解体業者など	<ul style="list-style-type: none"> 相続した家屋をいつ取壊し等したかを確認します。 【注意】 ①請負契約書を相続人と解体業者で締結したものがが必要です。 ②請負契約書がない場合は、相続した家屋をいつ取壊したかを確認できる他の書類で代用できる場合がありますので、ご相談ください。

裏面に続く

No	名 称	主 な 取 得 先	備 考 ・ 注 意 事 項 等
6	<p>以下のア～ウのいずれか</p> <p>ア. 電気若しくはガスの閉栓証明書 又は水道の使用廃止届出書 【コピー可】</p> <p>イ. 家屋の相続人と、家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は取壊し予定であることを表示して広告していることを証する書面の写し【コピー可】</p> <p>ウ. 美瑛町が、家屋が「相続の時から取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類【コピー可】</p>	<p>電力会社、ガス会社など</p> <p>宅地建物取引業者など</p>	<p>・空き家の状態となっていることを確認します。</p> <p>【注意】①相続の時から譲渡の時までの間に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。</p> <p>②「閉栓証明書」、「使用廃止届出書」という名称の書類でなくても、相続の時から譲渡の時までの間に閉栓したことが確認できる情報（閉栓・使用廃止日及び住所）が記載されているものであれば代用も可能です。</p> <p>【注意】</p> <p>①現に媒介契約を結んだ宅地建物取引業者による広告が行われているのであれば、広告チラシや宅建業者のホームページに記載されている内容を印刷したもので足りる。</p> <p>②書面に「空き家」の表示がない場合でも要件を満たしていると認められる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>【例】</p> <p>①美瑛町が認める者が家屋を取壊し等するまでの間に管理を行っていることの証明書</p> <p>②申請者が美瑛町が認める者に対して、家屋が空き家である旨の登録を、取壊し等をするまでの間に行っていることの証明書</p>
7	<p>家屋の取壊し等の時から、その敷地の譲渡の時までの敷地等の使用状況が分かる写真【コピー可】</p>	<p>宅地建物取引業者、解体業者など</p>	<p>【注意】</p> <p>①譲渡の時までに撮影された更地の写真をもって要件を満たしておくものとします。</p> <p>②取壊し等の時から譲渡の時までの間の一時点の写真で足りる。</p> <p>③提出する写真には撮影した日付を記載してください。</p>
8	<p>家屋等の取壊しから譲渡の間までの間の、当該敷地における相続人の固定資産課税台帳(土地名寄帳及び家屋名寄帳並びに固定資産評価証明も可)の写し(コピー可)又は固定資産税の課税明細書の写し【コピー可】</p>	<p>固定資産課税台帳：役場 税務課 固定資産税の課税明細書：毎年1月1日現在で課税対象となった資産について、その課税内容を課税明細書により納税者に通知しております。</p>	<p>・相続した家屋の取壊し等後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないか確認します。</p> <p>【注意】</p> <p>①被相続人ではなく相続人の固定資産台帳の写し又は課税明細書の写しが必要です。</p> <p>②譲渡の同年に相続された場合で、相続人の固定資産課税台帳等に当該土地及び家屋がない場合は提出不要です。</p> <p>③取壊し等の時から譲渡の時までの間の一時点における固定資産課税台帳等で足りる。</p>

○申請に係る全般事項

【申請書の作成について】

- 申請書は、2種類あります。どちらかの該当する様式をご使用ください。
 - ①相続した建物と敷地の両方を譲渡の場合（別記様式 1-1）
 - ②相続した建物は取壊し、敷地のみ譲渡の場合（別記様式 1-2）それぞれA4サイズ2ページ分で、ご自身で様式をプリントアウトする場合には、可能であれば両面印刷をお願いします。
※申請書の2ページ目（裏面）はご記入する必要はありません。
- 申請者は本特例制度を受けようとする相続人本人となりますので、「申請者」欄には相続人本人の氏名等を記入してください。
- 申請書等の内容確認のために役場からご連絡をさせていただく場合がありますので、日中にご連絡可能な連絡先（携帯電話番号や勤務先等）をご記入ください。
- 物件が共有名義の場合等、相続人が複数の場合には、相続人ごとに申請書を作成する必要があります。
- 代理人が作成し提出する場合には委任状が必要となります。（様式任意）

【添付書類について】

- 提出された添付書類は返却しませんので、控えが必要な場合にはあらかじめコピーしておいてください。
- 複数の相続人が同時にまとめて申請する場合でも、それぞれの申請書に添付書類を一式添付してください。

【被相続人居住用家屋等確認書について】

- 手数料は1件につき300円です。
- 美瑛町が確認書を交付できるのは、相続した被相続人居住用家屋等の所在が美瑛町内の場合のみです。
- 提出先は、美瑛町役場住民生活課町営住宅係です。
 - 直接持参の場合：本人確認ができる身分証明書（運転免許証やパスポート等）をお持ちください。
 - 郵送の場合：本人確認ができる身分証明書のコピー、定額小為替証書（300円/件の手数料）及び切手の貼った返信用封筒（送付先宛名等を記入したもの）を同封してください。
- 申請書の提出から確認書の交付までは、10日程度かかります。ただし申請書に記載漏れや添付書類の不備があった場合には、修正、追加提出をお願いする場合がありますので、確認書の交付にさらに日数がかかる場合がありますので、税務署への手続き期限を考慮し、余裕をもって申請してください。